

平成25年1月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(レ)第198号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・周南簡易裁判所平成24年(ハ)第405号)

口頭弁論終結日 平成24年12月19日

判

決

京都市

控 訴 人

アイフル株式会社

上記代表者代表取締役

上記訴訟代理人支配人

雄

山口県

被 控 訴 人

上記訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

主

文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。
- 3 原判決主文第1項は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 本件は、登録を受けた貸金業者である控訴人との間で、継続的に金銭消費貸借取引を繰り返した被控訴人が、支払った利息のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項による制限

を超過する部分（以下「制限超過部分」という。）を順次元本に充当すると、過払金が生じており、かつ、控訴人は上記過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたと主張して、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及び法定利息（民法704条）の支払を求めた事案である。

(2) 原審は、被控訴人の請求を全部認容した。

(3) 控訴人は、その判断を不服とし、原判決の取消しと請求の棄却を求めて、控訴した。

2 請求原因

(1) 控訴人は、貸金業等を営む会社である。

(2) 被控訴人は、控訴人との間で、原判決別紙計算書のとおり、平成16年8月24日から平成23年6月25日まで、継続的に金銭の借入と弁済を繰り返した（以下「本件取引」という。）。

(3) 被控訴人の控訴人に対する弁済は、いずれも利息制限法所定の制限利率を超過するものである。

(4) 控訴人は、貸金業者であるところ、利息制限法所定の制限利率を超える利息の弁済を被控訴人から受けており、そのことを認識していたので、悪意の受益者に当たる。

(5) 利息制限法所定の制限利率で引き直し計算をすると、平成24年5月29日時点で、本件取引について23万8547円の過払金元金と利息2万0948円が生じている。

(6) よって、被控訴人は、控訴人に対し、過払金元金の返還、平成24年5月29日までの民法704条前段所定の利息の支払及び過払金元金に対する平成24年5月30日から支払済みまでの民法704条前段所定の利息の支払を求める。

3 請求原因に対する認否等

請求原因(1)の事実は認めるが、その余は否認ないし争う。

- (1) 控訴人は、顧客に貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）17条1項及び18条1項に規定する書面（以下「17条書面」などという。）を交付する十分な業務態勢を常に整備していたのであるから、控訴人において、規則にしたがった記載をした17条書面、18条書面を交付し、貸金業法43条1項の適用があると認識していたことにつき、やむを得ないといえる特段の事情があるというべきである。
- (2) 仮に、控訴人が悪意の受益者であるとしても、民法704条の利息を付すべき始期は、訴状送達の日翌日である。
- (3) また、控訴人は善意の利得者であるから、その返還すべき範囲は現に利益の存する限りにとどまるところ、不当利得分について法人税等により特別の出費をしているから、その範囲が限られるべきである。

仮に、控訴人が悪意の受益者であるとしても、過払金から発生する法定利息をその後の新たな借入金債務に充当することはできない。

第3 当裁判所の判断

- 1 請求原因(1)の事実は当事者間に争いがなく、同(2)、(3)の事実は、甲第1号証及び弁論の全趣旨により認められる。
- 2 請求原因(4)（悪意の受益者）について

- (1) 上記のとおり、控訴人は貸金業者であるが、制限利率を超過する約定利率で被控訴人との間で本件取引を行い、これについて制限超過部分を含む各弁済金を受領していた。

ところで、貸金業者が借主に対して制限利率を超過した約定利率で貸付を行い、制限超過部分を利息債務の弁済として受領した場合、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原

る法定利息をその後の新たな借入金債務に充当することはできない旨主張するが、被控訴人は、過払金が発生した後には新たな借入れをしていないから、控訴人の上記主張はその前提を欠き失当である。

- 4 以上によれば、被控訴人の請求は理由があるからこれを認容すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。なお、当審において、仮執行免脱宣言を付するのは相当でなく、それを付する必要はないし、控訴人の求める条件を付すこともない。

山口地方裁判所第1部

裁判長裁判官 山 本 善 彦

裁判官 松 永 晋 介

裁判官 林 崎 由 莉 子

これは正本である。

平成 25 年 1 月 17 日

山口地方裁判所

裁判所書記官 知 禿 真由美

